

F I T 法改正に伴う再生可能エネルギー発電設備に関するご契約手続きの変更について

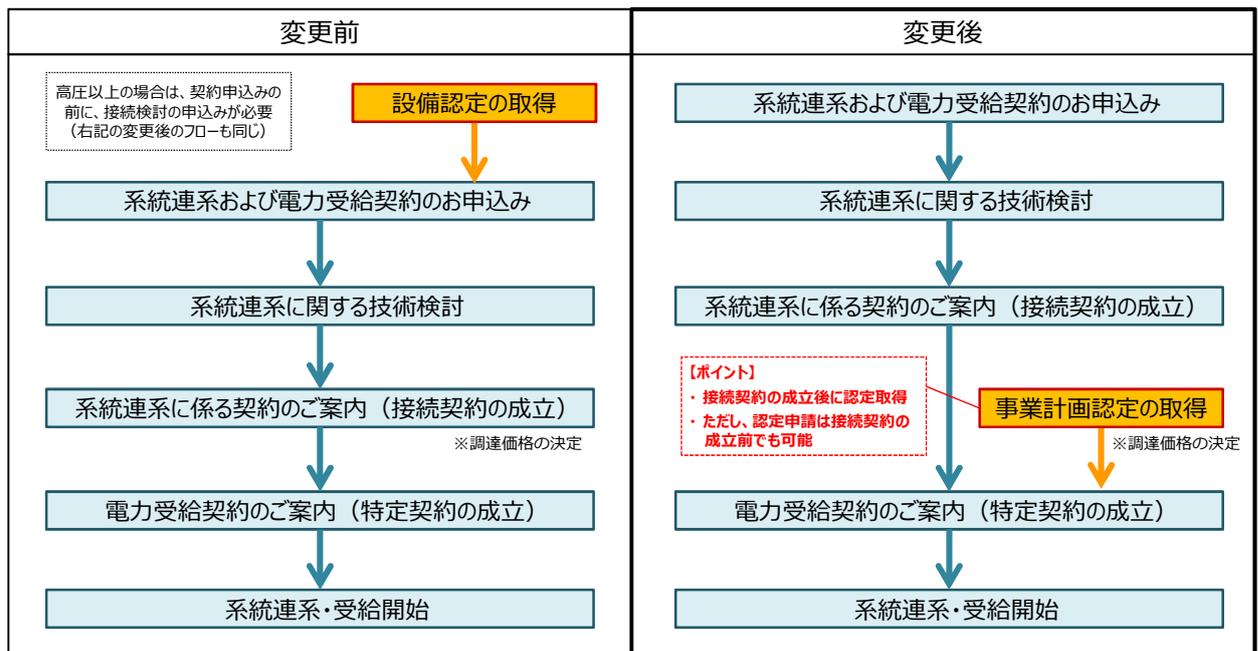
平素は当社事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（改正F I T法）が平成29年4月1日に施行され、新しいF I T制度が開始されるのに伴い、再生可能エネルギー発電設備のご契約手続きが以下のとおり変更となりますので、お知らせいたします。

1. 新制度におけるご契約手続きについて【平成29年3月21日受付開始】

- (1) 新制度では、電力会社との接続契約が締結できていることが認定要件となるため、認定取得前に当社への契約のお申込みをしていただきます。（並行して、国への認定申請を行っていただくことも可能）
[※ 新制度の申込書類はホームページへ掲載しております。]
- (2) 当社は、申込書類に不備等がないか確認後、系統連系に関する技術検討等を行い、連系可能な案件に対して、接続契約の成立の証として、「**系統連系に係る契約のご案内**」（認定取得に必要な**接続同意書類**）を発行いたします。
- (3) その後、すみやかに認定を取得していただき、「認定通知書」の写しを当社へ提出していただければ、当社は、特定契約（買取契約）の成立の証として、「**電力受給契約のご案内**」を発行いたします。

[ご契約手続きの変更イメージ（低圧太陽光の例）]



2. 「送配電買取要綱」について（平成29年3月21日公表）

- 平成29年4月1日以降に特定契約（買取契約）を締結する場合、F I T電気の買取主体は送配電事業者（電力会社の送配電部門）となります。（平成29年3月31日以前に成立している特定契約については、引き続き、小売電気事業者が買い取ることが可能）
- このため、当社が送配電事業者としてF I T電気の買い取りをする場合の契約条件を定めた「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」（通称：「**送配電買取要綱**」）を新たに制定・公表する予定としており、今後は、「送配電買取要綱」にもとづく電力受給契約^(注)を締結させていただきます。
- なお、国が小売買取契約用に公表している「モデル契約書」は、平成29年4月1日に廃止されます。

(注) 連系承諾および工事費負担金に関する契約を「接続契約」、電気の供給・買取に関する契約を「特定契約」、両者を合わせて「電力受給契約」といいます。

Q & A よくあるご質問

Q1 既に（小売買取を前提に）契約申込みをしている案件の特定契約（買取契約）の成立日が平成29年4月1日以降となった場合は、どのような契約となるのか？

A1 送配電買取を前提とした申込みに移行し、「送配電買取要綱」にもとづく電力受給契約を締結させていただきます。

Q2 「送配電買取要綱」以外の契約条件は認められないのか？
（個別の契約条件は設定できないのか？）

A2 一般送配電事業者がFIT電気の買い取りを行うに当たっては、平等・公平の条件で契約することが求められるため、「送配電買取要綱」以外の契約条件の設定は原則として認められません。

Q3 工事費負担金を、接続契約の成立後、認定を取得できた後に支払いたい場合、支払期限（接続契約から1ヶ月以内）は、認定取得後まで延長してもらえるのか？

A3 支払期限は、“接続契約から1ヶ月以内”が原則ですが、支払期限までに認定未取得の場合は、国の認定審査期間等を考慮いたします。

Q4 接続契約の成立後、認定を取得しない状況が続いた場合、どうなるのか？

A4 接続契約の成立後、相応の期間が経過してもなお、認定を取得されない場合は、接続契約を解除させていただきますこととなります。

Q5 現在、小売電気事業者と特定契約を締結しているが、平成29年4月1日以降に、相続、分割、合併、事業譲渡等により発電事業者の主体が変更となる場合、送配電買取に切り替わるのか？

A5 小売電気事業者との特定契約を継続することが可能です。

Q6 FIT対象外の電気（試運転電力、バイオマス混焼の非FIT分等）も、送配電買取の対象となるのか？

A6 送配電買取の対象は、FIT対象の電気のみとなります。
FIT対象外の電気のお取引を希望される場合は、小売電気事業者等へご相談ください。

【お問い合わせ先】

徳島支店 0120-410-105
高知支店 0120-410-286

松山支店 0120-410-503
高松支店 0120-410-805

* 電話受付時間/月～金 8:40～17:20 [祝日、年末年始(12/29～1/3)を除きます]